

フォレストワーカー確保・雇用強化支援事業補助金等実施要領

(趣旨)

第1条 フォレストワーカー確保・雇用強化支援事業（以下、「本事業」という。）における補助金等の交付については、フォレストワーカー確保・雇用強化支援事業補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）及びいわき市補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この実施要領によるものとする。

(林業経営体)

第2条 交付要綱第2条第1号に規定する用語の意義について、次に定めるとおりとする。

- (1) 林業経営体 市内に事業所を有し、別表第1に掲げる説明にある作業に専ら従事する者をいう。

(交付申請期間)

第3条 本事業の交付申請期間は、下記のとおりとする。

令和8年4月1日（水）から令和8年6月30日（火）必着

ただし、交付要綱第3条第2号及び第3号の規定による補助金の交付の申請をしようとする者は、補助事業年度の2月末日までに申請（事後申請）すること。

(交付申請事前確認書の提出)

第4条 交付要綱第3条第2号及び第3号の規定による補助金については、事後申請となることから、本事業の予算執行の都合上、予め実施される事業内容について確認するため、令和8年6月30日（火）までに交付申請事前確認書（様式第1号）に、必要書類（見積書又は料金が確認できるもの）を添付し、提出すること。

(交付申請方法)

第5条 本事業の交付申請書類等は、次のとおりとする。

- (1) 申請方法

ア 補助金等の交付の申請をしようとする者は、規則第4条第1項に定める補助金等交付申請書に、交付要綱別表4に規定する必要書類を添付し、申

請すること。

ただし、交付要綱第3条第2号及び第3号に規定する補助金は、補助対象事業完了後に、交付申請（事後申請）すること。

イ 所定の申請書に記入の上、必要な書類を添付し、いわき市農林水産部
林業振興課（本庁4階）へ持参、郵送又はメールで提出すること。

（補助金等の交付請求）

第6条 補助金等の交付を受けようとするときは、規則第11条に規定する補助金等交付請求書を3月10日までに市長に提出しなければならない。

尚、第3条第1号の規定による給付金の支給を受けようとするときは、上期・下期分の提出期日（上期分は10月10日、下期分は3月10日）までに、補助金等交付請求書を提出すること。

ただし、当該期日が日曜に当たるときは、その前々日とし、休日又は土曜にあたるときは、その前日とするものとし、休日と日曜が重なる場合でその前日が土曜にあたるときは、更にその前日とする。

（留意事項）

第7条 本事業の交付申請に係る留意事項は、別表第2に定めるとおりとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から実施する。

別表第1（第2条関係）

業種	説明 (日本標準産業分類-細分類より)
育林業	将来直接利用するために保育されている山林で、その山林に対し、林木の造林・保育・保護が主要作業である事業所をいう。
素材生産業	立木を購入し、伐木して主として素材のまま販売する事業所をいう。
育林サービス業	主として請負によって造林、保育、保護を行う事業所をいう。
素材生産サービス業	主として請負によって伐木又は伐木と運材を兼ね行う事業所をいう。

別表第2（第7条関係）

1. 共通
ア 交付申請の状況に応じて、補助金等交付金額を調整（減額等）する場合がある。
イ 事業完了後、定期的に実施する事業効果等の調査に協力すること。
2. 新規就業者雇用支援
ア 補助事業年度の4月1日から2月末日までに、納品及び支払が完了した経費を対象とする。
イ 購入した機械・設備については、【令和8年度フォレストワーカー確保・雇用強化支援事業】とラベル等を貼付し、常時表記すること。
ウ 本事業で取得した財産は、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にはできないものとする。（財産処分の制限）
3. 就労環境整備支援
ア 補助事業年度の4月1日から2月末日までに、支払が完了した経費を対象とする。